

# 「市町村の合併の特例等に関する法律」(抜粋)

(平成十六年五月二十六日法律第五十九号)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

## 第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

### (基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよべき基準
- 3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (構想の作成等)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

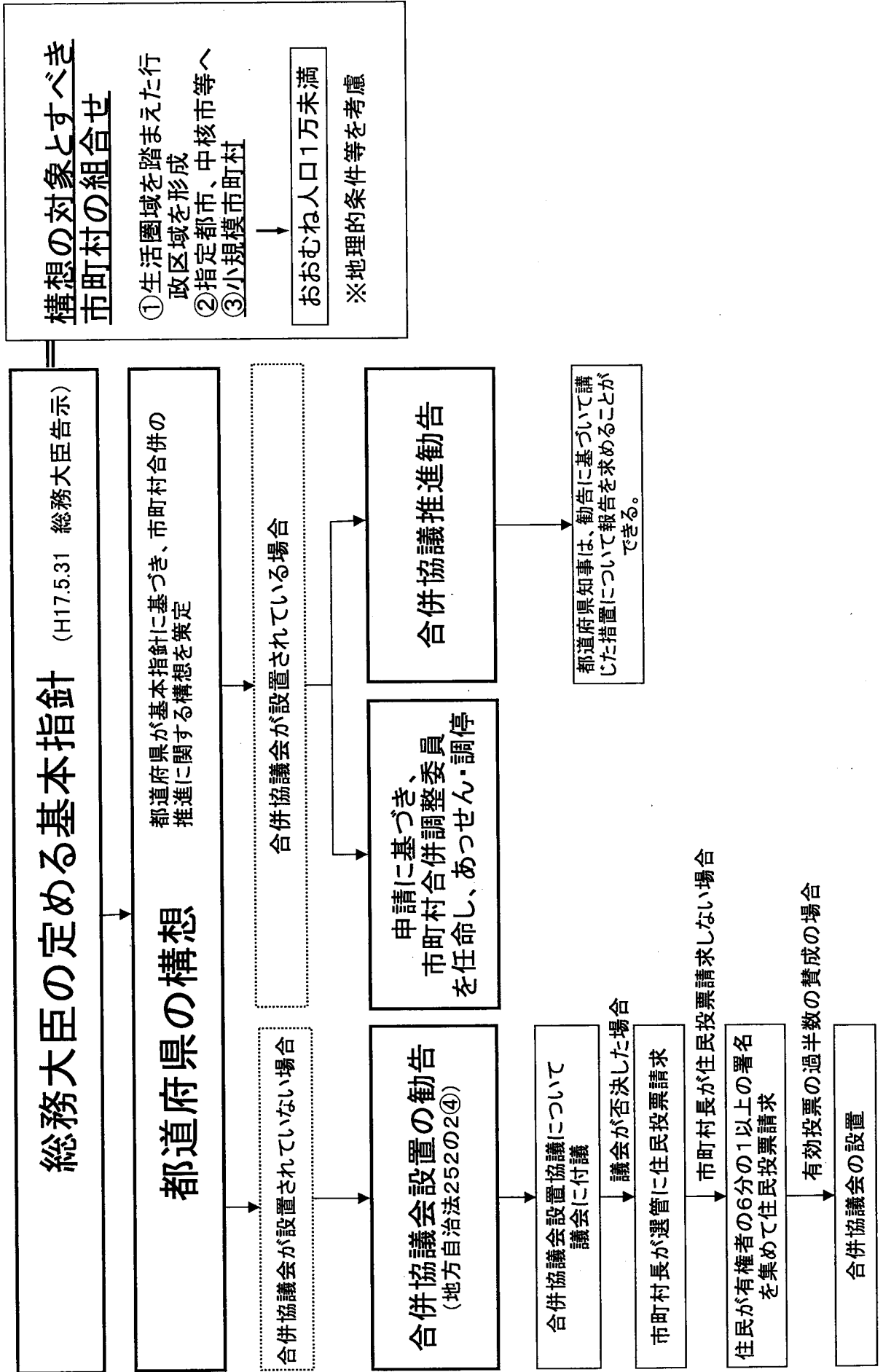
- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
  - 二 市町村の現況及び将来の見通し
  - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
  - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (市町村合併推進審議会)

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下この条において「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとする。

- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

# 市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)



総務大臣の定める基本指針 (H17.5.31 総務大臣告示)

## 都道府県の構想

都道府県が基本指針に基づき、市町村合併の  
推進に関する構想を策定

## 構想の対象とすべき 市町村の組合せ

- ①生活圏域を踏まえた行政区域を形成
- ②指定都市、中核市等へ
- ③小規模市町村

→  
おおむね人口1万未満  
※地理的条件等を考慮

合併協議会が設置されている場合

## 合併協議推進勧告

申請に基づき、  
市町村合併調整委員  
を任命し、あっせん・調停

都道府県知事は、勧告に基づいて講  
じた措置について報告を求めることが  
できる。

合併協議会が設置されていない場合

## 合併協議会設置の勧告 (地方自治法252の2④)

合併協議会設置協議について  
議会に付議

議会が否決した場合

市町村長が選管に住民投票請求

市町村長が住民投票請求しない場合

住民が有権者の6分の1以上の署名  
を集めて住民投票請求

有効投票の過半数の賛成の場合

合併協議会の設置